

資 産 [貸付金]

☆ 誰かに貸しているお金もあなたの資産ですから、相続財産になりますが、ちゃんと返してもらえるかが問題になります。

☆ お金の貸し借りは、たとえ親戚や親友でも口約束だけで済ませず、しっかり契約書を作成し、貸付金額、返済方法や期間、利息の有無等、条件をはっきりさせておきましょう。返済は、あなたの銀行口座などに振込んでもらえば証拠が残ります。

<記入例>

❖ 貸付詳細

借入人住所	〒275-0001 東京都江東区xx町1丁目1-5-802		
借入人氏名	山田 一郎	関係	義理の弟
連絡先	TEL 03-xxxx-xxxx	携帯	090-zzzz-zzzz
貸付金額	金500万円		
契約書	<input checked="" type="radio"/> 有	無	
備考	返済期限	2015年9月30日	
	利息	なし	
	返済方法	2015年9月30日までに、金500万円をみずほ銀行の指定口座に振り込む。	
	連帯保証人	なし	

